

子どもの授業評価を活用する授業理論検討方法の開発 —授業開発研究の実証性を高めるために—

藤 瀬 泰 司 (熊本大学)

I. 問題の所在—授業理論の原理的有効性の未検討—

1978年に『社会科授業構成の理論と方法』が刊行されて以来¹⁾、社会科の目標・内容・方法を貫く授業理論を構築して現行社会科の問題点の克服をめざす授業開発研究が数多くなされてきた。例えば、理論批判学習²⁾や解釈批判学習³⁾、仮説吟味学習⁴⁾や構築主義社会科学習⁵⁾の研究が典型的である。理論批判学習や解釈批判学習の研究では授業モデルを開発し実践することで、仮説吟味学習や構築主義社会科学習の研究では授業開発だけでなく、子どもの学習結果を測定する評価問題を作り実施することで、授業理論の妥当性をよりよく吟味することをめざしてきた。授業開発研究の分野では、現行社会科の現状を改革する授業理論の妥当性を授業モデルや評価問題の事実在即して吟味する方法が具体的に提示されてきたわけである。

しかしながら、従来の研究で示されてきた授業モデルや評価問題では、授業開発研究の実証性を今以上に高めることは難しいのではないだろうか。なぜなら、これまでの授業モデルや評価問題は、「子どもが授業でどのような社会認識を形成するか(又は形成したか)」という社会認識形成に係わる授業の事実を確定する方法であるため、「子どもが授業にどのような学習意義を見出すか(又は見出したか)」という授業の意義理解に係わる学習の事実を確定できないからである。その結果、授業実践で形成される社会認識のあり方を分析して授業理論の実践的な妥当性は吟味できるが、授業実践が教科目標に対して果たす効果の有り様を分析できず授業理論の原理的な有効性を吟味できない。授業開発研究という分野は、実学的性格が強いため、その実証性をより高めようとするれば、授業理論の実践的な妥当性だけでなく授業理論の原理的な有効性も吟味する必要があるのではないだろうか。従来の授業開発研究は、授業理論の実践的な妥当性は吟味できるが、授業理論の原理的な有効性を吟味できない点で限界があるわけである。

それでは、授業理論の原理的な有効性を吟味するためには、どのような研究方法を提起すればよいのだろうか。本研究では、この問いに答えるために、子どもの授業評価を活用して授業理論を検討するという新しい授業研究の方法を提起したい。ここでいう子どもの授業評価とは、子どもが教科目標を視点にして単元の学習意義を評価する学習活動である⁶⁾。この学習活動を組織すれば、授業の意義理解に係わる学習の事実を確定できるため、授業理論が教科目標に対してどのように有効か吟味できるのではないだろうか。

以上のような問題意識のもと、本研究では、子どもの授業評価を活用する授業理論の検討方法を開発することによって、授業開発研究の実証性をより高める方策を具体的に示すことを目的とする。次章では、発表者が提唱する構築主義社会科学習の授業理論を事例にして、子どもの授業評価を活用する授業理論の検討方法とはどのような研究方法なのか詳

しく見ていくことにしよう。

Ⅱ. 子どもの授業評価を活用する授業理論検討の方法-構築主義社会科学習の場合-

1. 評価目標の設定-開かれた公共性の形成-

構築主義社会科学習とは、地理的空間・歴史的記憶・社会的規範の編成が争点となる社会問題を教材にすることによって、地理や歴史や社会の現実を再構成させる授業理論である⁷⁾。この理論に基づいて性同一性障害問題を教材化し、その授業構造を示すと次頁の表1のように示すことができる⁸⁾。

単元「性同一性障害問題を考える」の授業は3つの段階で構成されている。第1段階は社会問題の論争点を子どもに把握させる段階である。まず、S社解雇事件の新聞記事を使って「男性社員はどのような主張を行っただろうか。それはなぜか」「S社はどのような主張を行っただろうか。それはなぜか」といった問いの答えを考えさせることによって、S社解雇事件とは、性同一性障害の男性社員の女装出勤が懲戒解雇処分に相当するか否かが争われた裁判であることを把握させる⁹⁾。そして、「あなたは男性社員とS社どちらを支持しますか。それはなぜですか」という問いを投げかけ、S社解雇事件に対する自分の意見を表明させる。第1段階では、S社解雇事件を教材にしてその論争点を把握させることによって、性同一性障害問題という社会問題に対する自分の考えを意識化させるわけである。

第2段階は社会問題の価値観対立を子どもに分析させる段階であり、前半部と後半部の2つから構成されている。前半部では、スペインの性同一性障害者関連法を事例にして男性社員の主張の裏付けとなる価値観を分析させる¹⁰⁾。「スペインの性同一性障害者関連法は、日本の法律とどのように異なるだろうか」「スペインではなぜ婚姻や性別適合手術の有無に関係なく性別を変更できるのだろうか」という問いの答えを考えさせ、スペインでは婚姻や性別適合手術の有無を性別変更の要件にしないことによって、同性婚など様々な性のあり方を生きる人々の権利を保障しようとしていることを把握させる。その上で「私たちはなぜ男性社員の主張を支持するのだろうか」という問いの答えを考えさせ、私たちが男性社員を支持する理由は、多元的な性秩序を認めて誰もが自分らしく生きることができるようにした方がよいと考えているからであることを把握させる。後半部では日本の性同一性障害者性別取扱特例法を事例にしてS社の主張の裏付けとなる価値観を分析させる¹¹⁾。「日本の性同一性障害者性別取扱特例法は、スペインの法律とどのように異なるだろうか」「日本ではなぜ婚姻していないことや性別適合手術を受けていることが性別変更上必要になるのだろうか」という問いの答えを考えさせ、日本では婚姻や性別適合手術の有無を性別変更の要件にすることによって、異性婚を中心にした二元的な性秩序の維持をめざしていることを把握させる。その上で「私たちはなぜS社の主張を支持するのだろうか」という問いの答えを考えさせ、私たちがS社を支持する理由は、二元的な性秩序を維持して誰もが男らしく女らしく生きることができるようにした方がよいと考えているからであることを把握させる。第2段階では、性同一性障害者の性別の取り扱いに関するスペインと日本の法律を取り上げることによって、男性社員とS社の主張の裏付けとなる価値観を子どもに分析させるわけである。

第3段階は、これまでの学習で習得した価値観対立の見方を活用して、社会問題に対する自分の意見を再形成させる段階である。この段階では、まず、二元的性秩序観と多元的

表 1 単元「性同一性障害問題を考える」の授業構造

段階	教師の主な発問や指示		主な教材	子どもに習得させたい知識	
	上位発問	下位発問		下位知識	上位知識
論争点を把握する	あなたは男性社員と S 社どちらを支持しますか。それはなぜですか。	<ul style="list-style-type: none"> ・男性社員はどのような主張を行ったのだろうか。それはなぜか。 ・S 社はどのような主張を行ったのだろうか。それはなぜか。 	S 社解雇事件	<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒解雇は不当。性同一性障害と診断され治療も受けており女装出勤は許されるべきだから。 ・懲戒解雇は適当。配置転換命令や女装出勤の禁止という業務命令に従わなかったから。 	多様な答え。
価値観を分析する	私たちはなぜ男性社員の主張を支持するのだろうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・スペインの法律は日本の法律とどのように異なっているだろうか。 ・スペインでは、なぜ婚姻や性別適合手術の有無に関係なく性別を変更できるのだろうか。 	スペインの性同一性障害者関連法	<ul style="list-style-type: none"> ・スペインでは、性同一性障害と診断された場合、婚姻や性別適合手術の有無に関係なく性別を変更できる。 ・同性婚など様々な性のあり方を生きる人々の権利を保障するためには、婚姻していることや性別適合手術を受けていることは性別変更上必要ではないから。 	多元的な性秩序を認めて誰もが自分らしく生きることができるようにした方がよいと考えているから。
	私たちはなぜ S 社の主張を支持するのだろうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の法律はスペインの法律とどのように異なっているだろうか。 ・日本では、婚姻していないことや性別適合手術を受けていることが性別変更の要件になっているのか。 	性同一性障害者性別取扱い特例法	<ul style="list-style-type: none"> ・日本では、婚姻していないことや性別適合手術を受けていることなどが性別変更の要件である。 ・異性婚を中心とした二元的な性秩序を維持するためには、婚姻していないことや性別適合手術を受けていることが性別を変更する上で必要になるから。 	二元的な性秩序を維持して誰もが男らしく女らしく生きることができるようにした方がよいと考えているから。
意見を再形成する	拘置所調髪事件の対応策をランキングしよう。	<ul style="list-style-type: none"> ・拘置所調髪事件には、どのような対応策があるだろうか。 	拘置所調髪事件	<ul style="list-style-type: none"> ・「丸刈り実施策」戸籍に従い男性として扱い丸刈りにすべきである。 「丸刈り猶予策」戸籍上の性別を変更するまで丸刈りの実施を猶予すべきである。 「丸刈り中止策」女性として生活を送っているため丸刈 	多様な答え。

				りを中止すべきである。 「丸刈り廃止策」性の多様性に配慮し、丸刈り規定を廃止すべきである。	
--	--	--	--	--	--

性秩序観という価値観対立の見方を活用して、性同一性障害の男性受刑者が拘置所長を訴えた拘置所調髪事件の対立構造を分析させる¹²⁾。そして「丸刈り実施策」「丸刈り猶予策」「丸刈り中止策」「丸刈り廃止策」という拘置所調髪事件の4つの対応策を提示し、これらの対応策をランキングさせその順位付けの基準を発表させることによって、拘置所における性秩序のよりよいあり方について意見交換させる¹³⁾。単元「性同一性障害問題を考える」は、「論争点の把握」「価値観の分析」「意見の再形成」という3つの段階に即して授業を構成して多元的性秩序観と二元的性秩序観を学習させることにより、性秩序という社会の現実のよりよいあり方を議論させるわけである。

本研究の研究対象である構築主義社会科学習の授業理論は以上のように整理できる。それでは、この理論の原理的な有効性を吟味するためには、どのような評価目標を設定して単元「性同一性障害問題を考える」の授業評価を実施すればよいのだろうか。結論を先取りすると、子どもが開かれた公共性の形成という概念に単元の学習意義を見出しているかどうかを確かめる授業評価を実施しなければならない。なぜなら、開かれた公共性の形成という概念は、社会科の教科目標に照らして導出できる構築主義社会科学習の教育的意義であるからである。公共性とは、様々な人々が社会的な関心事に関する意見を交換し政治的意思を形成する言論空間であり、政府の活動を制御したり支持したりする役割をもっている¹⁴⁾。そのため、価値多元社会に相応しい国家・社会の形成者を育成しようとするれば、日本人や日本国民の価値観に閉ざされた公共性を形成させるのではなく、様々な文化的背景をもつ人々の価値観に開かれた公共性を子どもに形成させる必要がある¹⁵⁾。構築主義社会科学習は、開かれた公共性の形成という概念に教科の学習意義を見出させることによって、価値多元社会に相応しい国家・社会の形成者を育成することをめざす授業理論なのである¹⁶⁾。次節では、教科目標を視点に単元「性同一性障害問題を考える」の学習意義を評価させることにより、子どもが開かれた公共性の形成という概念に意義を見出しているかどうかを確かめる評価計画について詳しく検討しよう。

2. 評価計画の構成-教科目標の習得・活用・探究-

子どもが教科目標を視点に単元「性同一性障害問題を考える」の学習意義を評価する評価計画を作成すると、次頁の表2のように示すことができる。

授業評価は3つの段階で構成されている。第1段階は教科目標を習得させる段階である。この段階に関わる学習活動は、単元「性同一性障害問題を考える」の授業実施前に全1時間で組織する。授業の「導入」では、『中学校学習指導要領解説社会編』を使って社会科の教科目標が民主的な国家・社会の形成者の育成であることを確認した後、「戦後の日本はなぜ民主的な国作りをめざしたのだろうか」という本授業の学習課題を提示して、その答えを小学校の学習をもとに予想させる。子どもたちの多くは「第二次世界大戦でアメリカを中心とした連合軍に負けたからではないか」と学習課題の答えを予想するのではないか。

表 2 単元「性同一性障害問題を考える」の評価計画

段階	時間	教師の主な発問や指示	予想される子どもの反応と 子どもに習得させたい知識
教科 目標 の 習 得	1 時 間 単 元 実 施 前 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科は何のためにあるのだろうか。 ・社会科の目的を『学習指導要領解説 社会編』を読んで確認しよう。 ・「民主的」「国家」等、難しい言葉の意味を国語辞典で確認しよう。 ・社会科という教科が誕生したのはいつだろうか。日本が民主的な国作りを目指したのはいつだったか小学校の歴史学習を思い出してみよう。 ○戦後の日本はなぜ民主的な国作りをめざしたのだろうか。憲法普及会編『新しい憲法 明るい生活』の挿絵を手がかりに考えよう。 ・「以前」と「今」の政治の仕組みを見比べて、気付いたこと・考えたこと・思ったことを挙げてみよう。 ・「以前」と「今」の仕組みを比べて、最も大きな違いは何だろうか。 ・「以前」と「今」の違いを踏まえると、民主主義とはどのような仕組みだろうか。 ・「以前」の仕組みの下では、どのような問題が起きただろうか。 ・戦争は、国民のどのような権利を侵害しただろうか。 ・国民の基本的人権を尊重するためには、どのような政治の仕組みが必要だろうか。 ・民主主義の仕組みを採用すると、なぜ国民の基本的人権を尊重できるのだろうか。 ・「以前」の仕組みでは、なぜ国民の基本的人権を尊重する政治が行われることが難しいのだろうか。 ・民主主義の仕組みの下では、国民の 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界や日本の地理や歴史などを知るためにあるのではないか。 ・社会科の目標は平和で民主的な国家・社会の形成者の資質を養うこと。 ・例えば「民主的」とは「民主主義の考え方にかなっていること」の意。 ・日本は第二次世界大戦後に民主主義国家として出発した。社会科は 1947 年に民主主義の担い手を育てる教科として誕生した。 ・戦争に負けたからではないか。(『新しい憲法 明るい生活』が 1947 年 5 月 3 日に発行され全国の各家庭に配布された。) ・「以前」は大臣や重臣が国民を支配するだけだ。「今」は国民が選挙で選んだ国会議員が法律を作っている。 ・「以前」は国民による選挙がないが「今」は国民による選挙がある。 ・民主主義とは、国民が選挙で国会議員を選び、その人たちが政治を行う仕組みだ。 ・「以前」の仕組みの下では、日中戦争や太平洋戦争が起きた。 ・戦争は国民の平和に生きる権利など様々な基本的人権を侵害する。 ・国民が選挙で政治に携わる人を選ぶ民主主義の仕組みが必要ではないだろうか。 ・国民の基本的人権を侵害する可能性がある立候補者を国民は選挙で選ぶことはないから。 ・「以前」の大臣や重臣は選挙された人ばかりではないため、国民の人権にあまり配慮しなかったのではないか。 ・国民が間違っ選挙で国民の人権を尊

		<p>基本的人権を尊重する政治が必ず行われるのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民主主義の仕組みの下で国民の基本的人権を尊重する政治が行われない場合、国民はどうすればよいか。 ・「以前」の仕組みの下で国民の基本的人権を尊重しない政治が行われた場合、国民はどうすればよいか。 <p>・戦後の日本が民主的な国作りをめざした理由は何だろうか。</p> <p>○民主的な国家・社会の形成者になるためには、社会科でどのようなチカラ(知識・技能・態度)を身に付ける必要があるか。</p>	<p>重しない政治家を選ぶ可能性が全くないわけではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の人権を尊重しない政治家を選んではしまった場合は、次の選挙で他の政治家を選べばよい。 ・選挙に携わる人を選挙できない場合もあるので暴力に訴える以外他に方法がないのではないか。 <p>○「以前」の仕組みを反省して、国民が選挙で選んだ代表者に政治を行わせることで国民の人権を大切にする国づくりをめざしたから。</p> <p>○社会科は、「国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切にする政治を行わせるチカラ(知識・技能・態度)を身に付ける」教科である。</p>
<p>教科目標の活用の終了直後</p>	<p>数分間 単元終了直後 </p>	<p>○国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切にする政治を行わせる上で単元「性同一性障害問題を考える」は役に立つと思いませんか。</p> <p>○「役に立つ」と答えた人に尋ねます。本単元の学習が役に立つと思った理由は何ですか。</p> <p>○「役に立たない」と答えた人に尋ねます。本単元の学習が役に立たないと思った理由は何ですか。</p>	<p>○役立った。役立たなかった。</p> <p>○二元的性秩序観や多元的性秩序観のことがよく分かった。国民の代表者には様々な人々の人権に配慮する政治を行ってほしいから。</p> <p>○誰がどのような性別観を持っているかということは個人の問題であって政治の問題ではないと思ったから。</p>
<p>教科目標の探究実施後</p>	<p>1時間 単元実施後 </p>	<p>○単元「性同一性障害問題を考える」の評価結果を発表しよう。</p> <p>○みんなの発表を聞いて、改めて本単元が役立つ授業であったかどうか考えてみよう。</p> <p>○本単元の学習を踏まえた場合、「国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切にする政治を行わせるチカラを高める教科」という社会科の定義に修正を加えた方がよいと思いませんか。もしあるとすれば、どのように修正しますか。</p>	<p>○多様な答え。</p> <p>○友達の見聞き誰がどのような性別観を持つかは政治の問題だと思った!</p> <p>○社会科の定義の「国民」という表現を修正した方がよい。「国民」と言っても性的多数者だけでなく性的少数者の人々もいるので、「国民」という表現を「様々な国民」とか「様々な人々」という表現に変更した方がよいのではないだろうか。</p>

「展開」では、日本国憲法の施行に伴い全国の各家庭に配布された『新しい憲法 明るい生活』¹⁷⁾の挿絵を使って、「民主主義の仕組みを採用すると、なぜ国民の基本的な人権を尊重できるのだろうか」「民主主義の仕組みの下で国民の基本的な人権を尊重する政治が行われな
ない場合、国民はどうすればよいか」などの問いを投げかける。そして、これらの発問の答
えを考えさせることによって、戦前の政治の仕組みと比べると政治に携わる人々が国民に
選挙されているため国民の人権が尊重される可能性が高いこと、民主主義の下では国民の
人権を侵害する政治家には選挙で投票しないという選択肢が国民にあることを学習させる。
「終結」では、本授業の学習課題の答えが新憲法公布以前の政治の仕組みを反省して、国
民が選挙で選んだ代表者に政治を行わせることで国民の人権を大切にする国づくりをめざ
したからであることを理解させる。そして、「民主的な国家・社会の形成者になるためには、
社会科でどのようなチカラ（知識・技能・態度）を身に付ける必要があるか」という問い
を投げかけ、社会科は「国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切にする政治を行
わせるチカラ（知識・技能・態度）を身に付ける」教科であることを理解させる。第 1 段
階では、教科目標の意味を理解させ社会科の定義を構成させることによって、単元「性同
一性障害問題を考える」の評価基準を習得させるわけである。

第 2 段階は教科目標を活用させる段階である。この段階に関わる学習活動は単元「性同
一性障害問題を考える」の授業実施直後に数分間で組織する。「国民が選挙で選んだ代表
者に、国民の人権を大切にする政治を行わせる上で単元『性同一性障害問題を考える』の学
習は役に立つと思いませんか」「役に立つと答えた人に尋ねます。本単元の学習が役に立
つと思った理由は何ですか」「役に立たないと答えた人に尋ねます。本単元の学習が役に
立たなかった理由は何ですか」という 3 つの問いを投げかけ、本単元の学習意義について
教科目標を視点に評価させる。本単元の学習に意義を感じた生徒は「二元的性秩序観や多
元的価値観のことがよく分かった。国民の代表者には様々な人々の人権を大切にする政
治を行ってもらいたいから」と答えたり、本単元の学習にあまり意義を感じなかった生徒は
「誰がどのような性別観を持っているかということは個人の問題であって政治の問題では
ないと思ったから」と答えたりするのではないかと。第 2 段階では、第 1 段階で構成した社
会科の定義を活用させることによって、単元「性同一性障害問題を考える」の授業評価に
取り組ませるわけである。

第 3 段階は教科目標を探究させる段階である。この段階に関わる学習活動は単元「性同
一性障害問題を考える」の授業実施後に全 1 時間で組織する。「『国民が選挙で選んだ代
表者に、国民の人権を大切にする政治を行わせるチカラを身に付ける教科』という社会科
の定義に修正を加えた方がよいと思いませんか。もしあるとすれば、どのように修正しますか」
という問いを投げかけ、第 1 段階で構成した社会科の定義について再考させたい。本単
元の学習を踏まえて社会の定義を修正することができれば、本単元の学習意義をさらに実
感させることができるのではないかと。第 3 段階では、単元の学習意義に関する意見交換を
図り社会科の定義を再考させることによって、授業の評価基準を再構成させるわけである。

以上のように、単元「性同一性障害問題を考える」の授業評価は、子どもが教科目標を
習得・活用・探究することによって、単元の学習意義を、様々な価値観を尊重する政治家
を選挙で選出したり、多様な価値観を尊重する政治を政府に行わせたりするために必要な
授業であるという点に見出しているかどうかを確かめることができるように構成されてい

る。この計画に基づいて授業評価を実施すれば、子どもが開かれた公共性の形成という概念に意義を見出しているかどうか確かめることができるため、構築主義社会科学習が教科目標に対して果たす効果の有り様をよりよく分析できよう。

Ⅲ. 子どもの授業評価を活用した授業理論検討の実際-附属中学校第3学年の場合-

1. 評価結果の概要

熊本大学教育学部附属中学校の坂田秀一教諭の協力を得て、前章で示した研究計画に基づく実験授業を、第3学年を対象に全5時間で実施した。実験授業各時の主題、実験授業の対象学級、実験授業の実施日及び出席者数は、表3の通りである。

第4時と第5時では、生徒の授業評価を実施した。第4時では、単元「性同一性所外問題を考える」の授業終了後に、「『国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に

表3 実験授業の概要-附属中学校第3学年の場合-

時間	授業の主題	1組	2組	3組	4組
第1時	社会科の目的を 考える	1/27	1/27	1/25	1/27
		39人	35人	39人	36人
第2時	性同一性障害問 題を考える①	1/22	1/25	1/25	1/28
		40人	31人	38人	38人
第3時	性同一性障害問 題を考える②	1/28	1/29	1/28	1/29
		40人	35人	36人	37人
第4時	性同一性障害問 題を考える③	1/29	2/1	1/29	2/1
		40人	37人	38人	37人
第5時	授業を評価しよ う	2/1	2/2	2/2	2/4
		40人	37人	35人	38人

する政治を行わせる』上で本単元の学習は役に立つと思いましたが」という単元の有効性に関する評価活動に取り組みさせた。第5時では、単元の有効性に関する意見交換を行わせた後、第4時と同じ質問を投げかけるとともに、「本単元の学習を踏まえた場合、社会科の定義で見直した方がよい点はあるだろうか」という社会科の定義修正に関する評価活動に取り組みさせた。この第5時に実施した評価活動の結果は、次頁の表4のように示すことができる。

1つ目の「『国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切に

2つ目は「本単元の学習を踏まえた場合、社会科の定義で見直した方がよい点はあるだ

表 4 単元「性同一性障害問題を考える」の評価結果-附属中学校第 3 学年の場合-

評価項目		1 組	2 組	3 組	4 組	合計
「国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切にす政治を行わせる」上で本単元の学習は役に立つと思いましたが	役に立つ	39 人 (97.5%)	36 人 (97.3%)	33 人 (94.3%)	26 人 (68.4%)	134 人 (89.3%)
	役に立たない	1 人 (2.5%)	1 人 (2.7%)	1 人 (2.9%)	10 人 (26.3%)	13 人 (8.7%)
	選択不能・無回答	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	1 人 (2.9%)	2 人 (5.3%)	3 人 (2.0%)
本単元の学習を踏まえた場合、社会科の定義で見直した方がよい点はあるだろうか	あ る	27 人 (67.5%)	30 人 (81.1%)	23 人 (65.7%)	30 人 (78.9%)	110 人 (73.3%)
	な い	9 人 (22.5%)	5 人 (13.5%)	10 人 (28.6%)	8 人 (21.1%)	32 人 (21.3%)
	選択不能・無回答	4 人 (10.0%)	2 人 (5.4%)	2 人 (5.7%)	0 人 (0.0%)	8 人 (5.3%)

ろうか」という社会科の定義修正に関する評価項目は、単元の評価基準として設定した定義の妥当性を検討するために設けた質問事項である。この設問に対する 3 年 1 組 40 人の回答結果は、「ある」と答えた生徒が 27 人 (67.5%)、「ない」と答えた生徒が 9 人 (22.5%)、「選択不能・無回答」の生徒が 4 人 (10.0%) であった。3 年 1 組 40 人の回答結果は、「ある」と答えた生徒が 27 人 (67.5%)、「ない」と答えた生徒が 9 人 (22.5%)、「選択不能・無回答」の生徒が 4 人 (10.0%) であった。3 年 2 組 37 人の回答結果は、「ある」と答えた生徒が 30 人 (81.1%)、「ない」と答えた生徒が 5 人 (13.5%)、「選択不能・無回答」の生徒が 2 人 (5.4%) であった。3 年 3 組 35 人の回答結果は、「ある」と答えた生徒が 23 人 (65.7%)、「ない」と答えた生徒が 10 人 (28.6%)、「選択不能・無回答」の生徒が 2 人 (5.7%) であった。3 年 4 組 38 人の回答結果は、「ある」と答えた生徒が 30 人 (78.9%)、「ない」と答えた生徒が 8 人 (21.1%)、「選択不能・無回答」の生徒が 0 人 (0.0%) であった。定義修正の有無を生徒に判断させる設問に関しては、110 人の回答が定義修正の必要が「ある」(73.3%)、32 人の回答が定義修正の必要が「ない」(21.3%)、8 人の回答が「選択不能・無回答」(5.3%) に分類される結果となった。

単元の有効性と社会科の定義修正に関する評価結果は以上のように整理できる。次節では、授業者が「本研究の趣旨をよく踏まえた上で授業を展開することができた」と感じた 3 年 3 組の評価結果を取り上げ詳しくみていくことにしよう。

2. 評価結果の分析

(1) 単元の有効性に関する評価結果の分析

本節では、単元の有効性に関する 3 年 3 組 35 人の評価結果を分析することによって、構築主義社会科学習の原理的な有効性を検討しよう。本研究では、「国民の政治」に関する意識の高まりを調べる「主権者意識」、「国民のための政治」に関する意識の高まりを調べる「個人の尊重意識」、「国民による政治」に関する意識の高まりを調べる「権力の操縦意

識」という3つの観点を設定して、3年3組35人の評価結果を分析した。これら3つの観点を設定した理由は、社会科の定義の前半部である「国民が選挙で選んだ代表者に」という箇所注目して生徒が授業評価を行えば、単元の学習意義を「主権者意識」や「権力の操縦意識」の高まりに見出すと考えられるし、定義の後半部である「国民の人権を大切にすることに取り組みさせる」という箇所注目すれば、単元の学習意義を「個人の尊重意識」や「権力の操縦意識」の高まりに見出すと考えたからである。そこで、これら3つの観点に基づいて3年3組35人の回答結果を分析すると、表5のように示すことができる。なお、生徒の回答結果を3つの観点到照らして分類するにあたっては、表5の「選択理由」の下線部に注目した。

表5 単元の有効性に関する3年3組35人の評価結果の分析

番号	選択肢	選択理由	主権者意識	個人の尊重	権力の操縦
1	役に立つ	何をもって社会科の意味とするかは個人の価値観だが、今回の明白なポイントはこの問題について考えることに取り組みたかどうかである。これをどう取るかは別だとしても <u>人権を大切に思うことができた人はいたと思う。</u>		○	
2	役に立つ	日本とスペインの法律を比較したことで白黒はつきりつける必要はないし、 <u>様々な人がいることが分かった。</u> いろいろなことをふまえた上で政治をしてくれる人を選ぶ力がつくと思う。	○	○	
3	役に立つ	様々な視点から考え、 <u>民主主義における選挙の重要さが分かった。</u> そのため、一人一人が自ら判断し、 <u>選挙を行う意識を高めることができると思うから。</u>	○		
4	役に立つ	スペインの法律と日本の法律を比較することで日本の法律を批判的に見ることができた。その上で日本の基準を世界の基準と合わせなければならぬとわかり、そのために法整備をしてくれる代表者を選ばなければならない。	○		○
5	役に立つ	<u>国民が代表者を選び政治を行ううえで多面的に見て考えることが大切だと分かり、この単元の学習では物事を多面的に見る力について学習したから。</u>	○		○
6	役に立つ	今までの例でもあったように今の日本の法律は他国に比べて遅れているので、この単元によって <u>将来の自分たちが政治に参加できるようになった時に正しいものを選べる。</u>	○		
7	役に立つ	スペインと日本の法律の違いがあるのは、その国の文化や思想に違いがあるからということが分かった。 <u>今の時代に合った法が必要で、それをつくってくれる代表者を国民が選ぶ必要性も感じた。</u>			○
8	分からない	確かに佐藤(仮名)の言うテーマの不適切さはあると思った。 <u>実際に選挙で争点となる経済や人権や米軍基地などのテーマの方がよいのではないか。</u>	○		
9	役に立つ	性同一性障害の人が初めて裁判を起こしたということで今注目されている。そんな日本社会の中で <u>自分なりの意見を持ち、行動していくことで少数派の人々が問題なく生活できる社会に近づくのではないかと考えたから。</u>	○	○	
10	役に立つ	<u>国民の人権(解雇の問題)が侵害された際にそれを国民が憲法の下で訴えることができる</u> と分かったから。また、そのような人が生まれないようにするための法整備、代表者を選べると思ったから。	○	○	○
11	役に立つ	<u>様々な国民がいると理解した代表者が政治を行うことで全ての国民の人権が守られるようになる</u> と思うから。		○	○
12	役に立つ	国が違えば法も違うのは当たり前のことではあるが、グローバル化が進んでいく中でずっと閉鎖的だった日本も外国の価値観に追いついていくべきだということに気づけたから。		○	
13	役に立つ	少数派が利益を被るとあるが、だからこそ、今回のように世界の基準との差を学び <u>その不利益を減らす努力をする</u> ためにあるのではないだろうか。	○	○	
14	役に立つ	やはり今回の解雇事件では <u>人権の視点からみると個人か公共か法においては世界との比較ができ、不当か妥当かを考えたこと自体に意味がある</u> と思うから。		○	
15	役に	現在の日本の法律では思い返してみると、皆の意見とはうらはらな法があ	○	○	○

	立つ	る現実があり、その法が今回の事例を起こしたと言ってもいい。そう考えると世界の基準に合わせた法整備を行うことでまず選ぶ我々がその現実を知れた。そのことが今回の学習の意義だと思った。			
16	役に立つ	これからの日本や世界で生活していくと、たくさんの方が起こるため、今回の授業のように物事を多面的に、人を同じところからみる事ができた時間となったから。		○	
17	役に立つ	実現はしていない事例ではあるが、「現状を知り未来を考える」公民的分野では、グローバル化や個人の尊重、公共の福祉といろいろな切り口ができる例として良いと思う。		○	
18	役に立つ	個人の尊重と全体主義について考えることができ、日本は全体主義で偏った政治をしていると思う、もっと多面的に考える必要があると感じたから。	○	○	
19	役に立つ	人権と公共の利益とののはざまの事象を考察することで国民の人権はどこまで認められるかを見ることができたから。		○	
20	役に立つ	代表者は法整備をして現在法では守られていない性同一性障害の人などの人権を守らなければならない、この単元の学習によって政治のあり方を考えることができたから。	○	○	○
21	役に立つ	自分たちも様々な人の人権について考えておかなければ、良い代表者を選ぶことができないと考えるから。	○	○	
22	役に立つ	スペインの法律と日本の法律を比較した時に、日本の法律は柔軟性がないと思った。これから、法整備をするにあたって世界と比較して考えることは大切だと思ったから。			○
23	役に立つ	選挙の必要性、国民が選んだ代表者に政治を行わせる理由が過去の事件を振り返ることで理解でき、自分が選挙をする際、きちんと考えて行動することができるようになると思うから。	○	○	○
24	役に立つ	性同一性障害という事例を扱うことでどの立場にたつか、どう判断するかということを考えて、このようなことを日常生活の中で何らかの形でいかしていけるようになるから。		○	
25	役に立つ	代表者は国民によって選ばれるため今後の私たちが人権を深く理解することが大事なので、それを社会科によって養うことができたから。	○	○	
26	役に立つ	鈴木（仮名）の意見の中にあつた「国民が全員、社会科への関心を高めて…」となれば、個人レベルで日本の進むべき道を考えるようになり、「自分のために、他はどうでも良い」という考えがなくなる。	○	○	
27	役に立つ	人権に関する問題を学習することでそれぞれの人の思いがわかり、人権を大切にしようと思えることができるから。		○	
28	役に立つ	障害を持った人々の事例を学習していくことで、国民の人権を大切に政治を行わせなければならないと感じたから。	○	○	○
29	役に立つ	選挙で代表者を選ぶときに政権公約などをしっかりと理解した上で選ぶ必要があると分かったから。	○		
30	役に立つ	様々な事例に触れることで現代社会では多面的批判的視点が必要とされていること分かり、この学習をすることでそんな視点が養われたと感じたから。	○		
31	役に立たない	性同一性障害者が従来の固執した法律によって窮地に追い込まれているという事例から「弱者が勝つことはできない」という印象の方が強いから「人権の尊重」の政治が日本で行われていると思えないから。		○	○
32	役に立つ	少数派の人権について考える事は、私たちの未来につながると思う。もしかしたら、自分が代表者の立場になるかもしれないし選挙で代表者を選ぶかもしれない。そのときに、この事例を知ることで人権を大切にすることができるかもしれない。	○	○	
33	役に立つ	多面的批判的に物事を判断することで今まだ対応しきれていないかもしれないことを見つけ、よりよく変化していくことができると思うから。	○		
34	役に立つ	日本と世界では価値観に大きく差があり、それによって差別がひんぱんに起こっているということがわかった。また、他の人の意見を聞いて確かに色々な人の人権を考えられる代表者を選ぶべきだと思わされた。	○	○	
35	役に立つ	人権に関する過去の問題について学ぶことで物事を多面的に見ることの大切さが分かった。物事を多面的・批判的に見る力をつけて代表者を選ぶことでそのような政治ができると思った。	○	○	○
合計人数 (%)			23 人 (65.7%)	25 人 (71.4)	12 人 (34.3)

「主権者意識」の項目に分類した回答は、2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 13, 15, 18, 20, 21, 23, 25, 26, 28, 29, 30, 32, 33, 34, 35 番の 23 人であり全体の 65.7%

を占める。例えば、「この単元によって将来の自分たちが政治に参加できるようになった時に正しいものが選べる」という6番の回答や、「他の人の意見を聞いて確かに色々な人の人権を考えられる代表者を選出すべきだなと思われた」という34番の回答が典型的である。「自分」や「選挙」、「べきである」や「思う」等の言葉を組み合わせて、自分が将来有権者になることを前提に単元の学習意義を説明している生徒の回答は「主権者意識」の項目に分類した。「個人の尊重意識」の項目に分類した回答は、1, 2, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 31, 32, 34, 35番の25人であり全体の71.4%を占める。例えば、「自分なりの意見を持ち、行動していくことで少数派の人々が問題なく生活できる社会に近づくのではないか」という9番の回答や、「自分たちも様々な人の人権について考えておかなければ、良い代表者を選ぶことができないと考えるから」という21番の回答が典型的である。「少数派」や「様々な人」、「人権」等の言葉を組み合わせて、人権尊重の重要性を実感したことに単元の学習意義を見出している生徒の回答は「個人の尊重意識」に分類した。「権力の操縦意識」の項目に分類した回答は、4, 5, 7, 10, 11, 15, 20, 22, 23, 28, 31, 35番の12人であり全体の34.3%を占める。例えば、「代表者は法整備をして現在法では守られていない性同一性障害の人などの人権を守らなければならぬ」という20番の回答や、「国民の人権を大切にする政治を行わせなければならぬ」という28番の回答が典型的である。「法」や「法律」、「代表者による政治」「行わせる」等の言葉を組み合わせて、国民が代表者を制御して政治を行うことの重要性に気づいたことに単元の学習意義を見出している生徒の回答は「権力の操縦意識」に分類した。

単元の有効性に関する3年3組35人の評価結果は以上のように整理できる。この分析結果に基づいた場合、単元「性同一性障害問題を考える」の授業は、生徒の「主権者意識」や「個人の尊重意識」を高める上で大きな効果を発揮する授業であるということが出来る。このような結果になった理由は、構築主義社会科論の性格に大きな関わりがあると考えられる。第1に、構築主義社会科学習は、地理的空間や歴史的記憶、社会的規範のあり方が争点となる社会問題を教材に取り上げる授業理論である。そのため、実際の授業では、社会問題に対するよりよい対応策を生徒に考えさせ話し合わせるため、生徒の「主権者意識」を高めやすいのではないかと考えられる。第2に、構築主義社会科学習は、価値多元社会に相応しい国家・社会の形成者をめざす授業理論である。そのため、授業で取り上げる社会問題は、障害者問題やアイヌ問題、犯罪被害者問題など、社会的マイノリティと呼ばれる人々の権利保障をめぐる問題であることが多い。その結果、マイノリティの価値観を学習させることを通して、マジョリティの価値観を反省させることになるため、生徒の「個人の尊重意識」を高めやすいのではないかと考えられる。

しかしながら、開かれた公共性の形成という観点からみた場合、生徒の「権力の操縦意識」を高めることができなかった点では問題がある。なぜなら、政府の活動を制御したり支持したりする役割を果たす公共性という言論空間の担い手になるためには、「権力の操縦意識」が必要であるからである。それでは、なぜこのような結果になったのか。おそらく本単元の授業構成、とりわけ「意見の再形成」段階の授業作りに問題があったと考えられる。この段階では、拘置所調髪事件のよりよい対応策について自分の意見を形成させたが、それだけでは不十分だったのではないかと考えられる。単に拘置所における性秩序のあり方について意

見を形成させるだけでなく、それに伴う国政のあり方を検討させなかったために、生徒の「権力の操縦意識」が高まらなかったのではないかと考えられる。

単元「性同一性障害問題を考える」の評価結果を分析すると、「主権者意識」及び「個人の尊重意識」の項目では生徒が開かれた公共性の形成に単元の学習意義を十分に見出しているけれども、「権力の操縦意識」の項目では十分に見出せていないと評価することができる。生徒の授業評価を計画的に実施しその評価結果を活用すれば、授業理論が教科目標に対してもつ効果の有り様を学習の事実即して分析できるため、授業理論の修正・発展を図る手がかりをよりよくつかむことができるわけである。

(2) 社会科の定義修正に関する評価結果の分析

本節では、社会科の定義修正に関する 3 年 3 組の評価結果を分析することによって、単元の評価基準として設定した「国民が選挙で選んだ代表者に、国民の人権を大切にすることを政治を行わせる知識・技能・態度を身に付ける教科」という定義の妥当性を検討しよう。本節では、この社会科の定義を「国民が」「選挙で選んだ」「代表者に」「国民の」「人権を大切にする」「政治を行わせる」「知識・技能・態度」という 7 つの部分に分節化して、定義の修正が必要で「ある」と答えた 3 年 3 組 23 人の回答結果を分析した。23 人の回答者がこれら 7 箇所はどこに注目して定義の修正が必要で「ある」と答えたのか分析すると、表 6 のように示すことができる。

表 6 定義修正が必要で「ある」と回答した 3 年 3 組 23 人の評価結果の分析

番号	修正箇所及び修正理由	国民が	選挙で選んだ	代表者に	国民の	人権を大切にする	政治を行わせる	知識技能態度
2	「選んだ代表者に国民の人権を大切にすることを政治を行わせる知識・技能・態度」という部分。1 つ目はわかりにくいから。政治を行わせるってどういうことかはっきりしない。2 つ目は国民の人権だけが大切ではないから。権利には義務がついてくる。自分たちだけ権利を主張するのはおかしい。3 つ目は選ぶだけで後はしらないじゃだめ。		○			○	○	
4	国民の人権だけでなく意見も大切にさせる。また、大切にしてくれる代表者を選ぶ力としても良いと思う。					○		
6	・国民だけでなくすべての国民を含む文を入れる。 →少数の尊重 ・行わせる→×				○		○	
9	社会の定義を「国民の人権を大切にすることを政治を行う代表者を選挙で選ぶ力を身に付ける教科」とした方がよいと考える。こうすることで代表者を選ぶことにもっと責任を持てるようになり「政治とカネの問題」を少しでも減らせ、国内だけでなく国外の問題にも目を向ける余裕も出てくるのではないかなと思うから。						○	
10	「国民が選んだ代表者に」ではなく「国民が国民自身の人権を守る方法、チカラを身に付ける教科だ」にした方が良いと思う。なぜなら国民の人権は代表者によって侵害される例だけではなく代表者によって守られる訳ではないため。また、国民が人権について関心を持ち侵害された時の行動を知り、活用していくべきだと思うから。		○					
12	「政治を行わせる、またそのような政治を行えるチカラ」。自らが代表者となることも必要だと思うから。						○	

14	「行わせる」→「代表者を中心に行う」に変更すべきだと思う。人任せにするのではなく、私たちが政治に関心を高め、積極的に政治に参加すべきだと思うから。近年、政治家の金の問題が多発しているが、それも国民と政治家の間に大きな壁があるからなのではないかと考える。						○	
15	2つ目の「国民」であると、一般人のように聞こえるので今回の学習のように少数の人という意味で「全ての国民」に変えた方がよい。				○			
17	+αで「わたしたちが生きる社会を広く見わたす思考力」というような内容がほしい。「技能」は捉える力を示すのだろうが、自分の考えを表現する表現力、考える思考力がある。							○
18	代表者は多面的な考えを持つべきだと考えるから多面的を入れた方がよい。			○				
19	人権保護というのはかなり限られた部分であると思う。本来の意味は社会生活の中での壁に多くの考え、選択肢をもてるようにすることだと思う。					○		
21	国民が適切な代表者を選ぶチカラも必要だと考えるから。→自分たちも政治に参加するチカラ。		○					
22	国民にも代表者を選ぶ力が必要だ。		○					
23	・政治を行わせる。また、自らおこなっていく力。 →選んだ責任がある。 ・知識→思考力 ・技能→表現力、判断力、集める、分析。						○	○
24	つけ加えて、国民一人一人にもチカラ(知識・技能・態度)を身に付ける教科だ。なぜなら、定義では代表者のみの話になっているので政治などの面以外に国民が日常生活で行動する上での価値観や感性を高め、自己を高める必要があるから。また、地球市民として世界の情勢を知り、実践に移す必要があるから。						○	
25	国民の人権を大切にしようという考え方は代表者だけでなく国民一人一人が持っているべきだと思う。だから国民一人一人と代表者がチカラを身に付けるべきだ。						○	
26	「選挙で選んだ代表者に」「行わせる」を削るべき。社会の最終発展形は無政府状態と考えるから。そうなれば日本の問題点を洗い出してどうしていくべきかを「代表者が」考えるということは必要なくなり、インターネット等の技術を活用しながら、「国民全体で」考えることができるのではないだろうか。その結果、政府は必要ないと考える。クラスの人の考え方が多面的、複雑でとても面白かったから。						○	
28	「行わせ、行うチカラ」自分が政治を行ういきおいで学習させる。						○	
29	「国民が代表者を選ぶ力」をつけ加える。代表者に力がついていてもその代表者を選ぶ力が国民になれば意味がないから。						○	
30	「政治を行わせる」…国民一人一人の意識がないと、全体の政治は変わらず一方的な物の見方による政治によって人権が守られない人も出てくる。→「～代表者に加え、国民自身が～行うチカラを身に付ける教科」						○	
31	+国家運営責任者としての責任を果たすために監視を行う。						○	
33	「国民の」→「国民全員の」。国民の大体ほとんどのことではなくて、例外をできる限り減らし、少数の立場の人の存在にも目を向ける必要があるから。				○			
35	行わせるだけでは不十分でその政治に対して私たちが考えることが大切だと思ったから。						○	
合計人数(%)		0人 (0.0)	4人 (17.4)	1人 (4.5)	3人 (13.6)	3人 (13.6)	14人 (63.6)	2人 (9.1)

定義の「国民が」の部分に注目して定義修正の必要を回答した生徒は 0 人。定義の「選挙で選んだ」の部分に注目して定義修正の必要を回答した生徒は 2, 10, 21, 22 番の 4 人で全体の 17.4%。定義の「代表者に」の部分に注目して定義修正の必要を回答した生徒は, 18 番の 1 人で全体の 4.5%。定義の「国民の」の部分に注目して定義修正の必要を回答した生徒は, 6, 15, 33 番の 3 人で全体の 13.6%。定義の「人権を大切にする」の部分に注目して定義修正の必要を回答した生徒は, 2, 4, 19 番の 3 人で 13.6%。定義の「政治を行わせる」の部分に注目して定義修正の必要を回答した生徒は, 2, 6, 9, 12, 14, 23, 24, 25, 26, 28, 29, 30, 31, 35 番の 14 人で全体の 63.6%。定義の「知識・技能・態度」の部分に注目して定義修正の必要を回答した生徒は, 17, 23 番の 2 人で全体の 9.1%であった。

社会科の定義修正が必要で「ある」と答えた 3 年 3 組 23 人の回答結果は以上のように整理できる。この分析結果に基づくと、本実験授業で使用した社会科の定義の修正点は次の 2 点である。第 1 の点は、定義の修正が必要で「ある」と答えた回答者の中で最も多くの生徒が注目した「政治を行わせる」という部分。例えば、「政治を行わせる。また、自らおこなっていく力。→選んだ責任がある」という 23 番の回答や、「行わせるだけでは不十分でその政治に対して私たちも考えることが大切だと思った」という 35 番の回答が典型的である。本実験授業で使用した社会科の定義では政治権力の源泉は私たち国民一人ひとりの意思にあるという主権在民の考え方がうまく理解されないという問題点があることが明確になった。第 2 の点は、定義の修正が必要で「ある」と答えた回答者の中で 3 人しか注目していないが「国民の」という部分。ここは、単元「性同一性障害問題を考える」の授業で社会的マイノリティの価値観を学習したからこそ定義の修正が可能な箇所である。例えば、「国民だけでなくすべての国民を含む文を入れる。→少数の尊重」という 6 番の回答や、「『国民』であると、一般人のように聞こえるので今回の学習のように少数の人という意味で『全ての国民』に変えた方がよい」という 15 番の回答をみると、本単元の学習成果を活用して定義の修正を行っていることがよく理解できよう。

以上のように、本実験授業で使用した社会科の定義の大きな修正点は「国民の」及び「政治を行わせる」の 2 箇所である。これら 2 つの指摘を踏まえて社会科の定義を修正する場合、参考にしたいのが 9 番の回答者が提案する「国民の人権を大切にする政治を行う代表者を選挙で選ぶ力を身に付ける教科」という社会科の定義。この定義を使用すれば、主権在民の考え方をうまく理解させることができると考える。ただし、この定義では、代表者を査定し操縦するという選挙のもつ機能がうまく伝わらない可能性があるため、単に「選挙で選ぶ」と表現するのではなく「選挙で査定し選ぶ」と表現したい。また、「国民の」という表現では少数意見の尊重という意味合いが伝わりにくいので「全ての国民」という表現に変更したい。9 番の回答者が提案する定義にこれら 2 つの変更を加えることによって、「全ての国民の人権を大切にする政治を行う代表者を選挙で査定し選ぶチカラを身に付ける教科」という新しい定義を構成することができる。この新しい社会科の定義を次回以降の実験授業で使用すれば、定義の修正が必要で「ある」と答える回答者の数が今回よりも大きく減少し、評価基準としての妥当性を大幅に向上させることができるのではないだろうか。

IV. 研究の意義と課題-学習者観の転換-

本研究では、授業理論の原理的な有効性を吟味するためにはどうすればよいかという問いに答えるために、子どもの授業評価を活用して授業理論を検討するという新しい授業研究の方法を提起した。具体的には、教科目標を視点に単元「性同一性障害問題を考える」の学習意義を評価させることによって、子どもが開かれた公共性の形成という概念に意義を見出しているかどうかを確かめる授業評価を実施することにより、構築主義社会科学習の原理的な有効性を吟味した。本研究の意義と課題は以下の通りである。

研究の意義は、学習者観の転換を図ることができる点である。従来の授業開発研究における「子ども」とは、授業理論の妥当性を実験的実証的に吟味するために実施する実験授業の対象者であった。それに対して本研究では、子どもに教科目標を視点に授業を評価させることによって、子どもを実験授業の対象者から実験授業の批評者に転換する方法を具体的に提示した。

研究の課題は、子どもの授業評価を各学年の年間指導計画に組み込むことである。子どもを授業の対象者から授業の批評者に成長させるためには、子どもに様々な単元の授業評価に取り組みさせる必要がある。今後は、子どもの授業評価を年間指導計画に組み込む方法を開発することによって、授業の批評者を育てる上でもつ子どもの授業評価の意義と課題を実験的実証的に明らかにしたい。

本研究の意義と課題は以上のように整理できる。民主的な国家・社会の形成者をよりよく育成するためには、教師が教科目標に関する知見を占有するのではなく、その知見を子どもと共有することにより社会科の授業を作り実践する必要があるのではないか。子どもの授業評価を活用して授業理論を検討する方法は、社会科授業の意味を探究させることにより子どもの自主的自立的な民主主義観形成を支援する授業研究の方法であると結論付けることができる。

【註】

- 1) 森分孝治『社会科授業構成の理論と方法』明治図書、1978年。
- 2) 原田智仁『世界史教育内容開発研究—理論批判学習—』風間書房、2000年。
- 3) 児玉康弘『中等歴史教育内容開発研究—開かれた解釈学習—』風間書房、2006年。
- 4) 岡崎誠司『変動する社会の認識形成をめざす小学校社会科授業開発研究—仮説吟味学習による社会科教育内容の改革—』風間書房、2009年。
- 5) 拙著『中学校社会科の教育内容の開発と編成に関する研究—開かれた公共性の形成—』風間書房、2013年。
- 6) 子どもを教育評価に参加させる方法について論じた主な研究としては、西岡加名恵「教育評価への子どもの参加」日本教育方法学会編『子ども参加の学校と授業改革』図書文化社、2002年、110-125頁などがある。
- 7) 前掲書 5) 3-4 頁に示した構築主義社会科学習の定義に関して見直しを図り、再定義を行った。
- 8) 本研究で提示する性同一性障害問題を教材にした社会科授業は、前掲書 5) 231-259 頁に収めた単元「性同一性障害問題を考える」に大幅な修正を加えて開発したものである。

- 9) S 社解雇事件を教材化するにあたっては、「性同一性障害の男性『女装』理由に解雇」『毎日新聞』2002 年 6 月 13 日付, 及び「S 社(性同一性障害社解雇)事件」『労働判例』第 830 号, 2002 年, 13-21 頁, 清水弥生「別姓容姿で就労することの申出と企業秩序-S 社性同一性障害者解雇事件-」谷口洋幸ほか編著『性的マイノリティ判例解説』信山社, 2011 年, 112-116 頁を参考にした。
- 10) 性同一性障害者の性別取り扱いに関するスペインの法律を教材化するにあたっては, 大島俊之「諸外国では, 法的な性別の変更ができるのですか?」『性同一性障害って何?』緑風出版, 2011 年, 197-208 頁, 及び谷口洋幸「海外で同性間の結婚を認めている国はありますか?」『パートナーシップ・生活と制度』緑風出版, 2007 年, 90-93 頁を参考にした。
- 11) 性同一性障害者性別取扱特例法を教材化するにあたっては, 針間克己ほか『性同一性障害と戸籍』緑風出版, 2013 年を参考にした。
- 12) 拘置所調髪事件については, 「名古屋地判平成 18 年 8 月 10 日」『判例タイムズ』第 1240 号, 2007 年, 203-211 頁を参考にした。
- 13) 拘置所調髪事件の対応策を考えるにあたっては, 大島俊之『性同一性障害と法』日本評論社, 2002 年, 323-335 頁を参考にした。
- 14) 斎藤純一「公共圏」猪口孝ほか『〔縮刷版〕政治学事典』弘文堂, 2004 年, 315 頁。
- 15) 前掲書 5) 1-3 頁。
- 16) 前掲書 5) 1-4 頁。
- 17) 憲法普及会編「新しい憲法 明るい生活」高見勝利編『新しい憲法のはなし 他二編』岩波現代文庫, 2013 年, 1-22 頁。

付記 本研究は, 平成 26~28 年度科学研究費助成事業(基盤研究(C)研究代表者 藤瀬泰司, 課題番号 26381221)による研究成果の一部である。なお, 本研究を進めるにあたっては, 実験授業の打ち合わせや実施などで, 坂田秀一教諭に多大なご協力を頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。